

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 26 件

厚生年金関係 26 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月2日から49年3月8日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年10月2日、資格喪失日に係る記録を49年3月8日とし、48年10月から49年2月までの標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から49年3月14日まで

私は、A社が所有するB船舶にC職としてD島沖まで一度乗船したことがあるにもかかわらず、船員保険の被保険者期間が確認できない。

A社は既に倒産しているが、元事業主に確認したところ、船員保険には必ず加入させていたとのことであり、私と同じ日に雇い止めとなった同僚の姓名についても記憶している。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社の元事業主の供述、B船舶に乗船していた当時の申立人の具体的な供述及び船舶所有者別被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認でき、かつ申立期間当時同船に乗り組んでいたとする同僚の供述から判断すると、申立人が同船に乗り組んでいたことが推認できるところ、乗船していた期間については、i) その始期は、申立人が同船において同じ日に雇い止めとなったとして姓名を挙げた同僚が所持する船員手帳に、昭和48年9月25日に健康診断を受けた旨の記載が確認できるところ、元事業主が乗組員を新規に乗船させる場合、健康診断の結果を見て雇用していたと供述しているとともに、元事業主及び複数の同僚が健康診断を受けて約1週間後に出港していたと供述していることから、同年10月2日と推認でき、

ii) その終期は、当該同僚に係る船員保険被保険者資格の喪失日が、オンライン記録上 49 年 3 月 8 日と記録されていることから、同年同月 7 日と推認できる。

また、前述の元事業主は、当時の関係資料を保管していないものの、申立人は間違いなく B 船舶に乗船しており、船員保険の加入に関する行政側のチェックが厳しかったため、乗組員は必ず船員保険の加入手続をしており、船員保険料についても、申立人の給与から控除していたと供述している。

さらに、A 社における複数の同僚が、同社においては、同社が所有する船舶に係る全ての乗組員を船員保険に加入させていた旨供述しているところ、申立人及び申立期間当時 B 船舶に乗船していたと供述している同僚が、同船で申立人と同様に C 職であったと記憶している 3 人（申立人を除く。）について、前述の船舶所有者別被保険者名簿により、全員に同社における船員保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 10 月 2 日から 49 年 3 月 8 日までの期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ職種で、同時期に船員保険の被保険者資格を取得した同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の元事業主は、申立期間における船員保険の加入手続を行っており、保険料も納付していたはずと供述しているが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 10 月から 49 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

2 一方、申立期間のうち 48 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 49 年 3 月 8 日から同年 3 月 14 日までの期間については、元事業主及び申立期間当時同船に乗り組んでいたとする同僚の供述、前述の同僚の船員手帳の記載内容等からも、申立人が同船に乗り組んでいたとする事情はうかがえない。

また、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和50年8月5日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和52年8月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月5日から同年8月6日まで
② 昭和52年8月15日から同年9月2日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した両申立期間について、年金記録が無いことが分かった。同社には昭和46年4月1日に入社し、現在まで継続して勤務しており、途中で退職したことは無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、C国民健康保険組合の組合員加入記録、A社が提出した申立人に係る辞令簿控及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（A社D事業所から同社に異動）していることが確認できることから、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和50年8月5日に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、C国民健康保険組合の組合員加入記録、A社が提出した申立人に係る辞令簿控及び同社の回答

から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社から同社D事業所（後に、同社B支社に変更）に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の辞令簿控により、昭和52年8月1日付けで異動発令が行われていることが確認でき、申立期間②においてはA社D事業所に所属していたと考えられることから、同年8月15日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和52年9月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

九州（大分）厚生年金 事案 4775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月19日

私は、A社に勤務し、平成20年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、申立期間における標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人から提出された平成20年12月19日支給の賞与に係る支給控除一覧表及び申立人が提出した預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、申立事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の支給控除一覧表から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立期間においてA社が加入していたB健康保険組合の記録においても、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B県）における資格取得日に係る記録を平成6年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月15日から同年8月5日まで

私は、昭和61年4月から平成11年5月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立人と同様にA社（C県）に係る厚生年金保険被保険者資格を平成6年7月15日に喪失し、同社（B県）に係る同資格を同年8月5日に取得している複数の同僚の供述及びそのうちの一人が所持している申立期間に係る給与支給明細書から、申立人がA社に継続して勤務し（A社（C県）から同社（B県）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、C県所在の事業場が閉鎖になったため、B県所在の所属事業場に転勤になったと供述していることから、A社（C県）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同一日の平成6年7月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B県）における平成6年8月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなってい

る上、元事業主は、当時の関係書類を保管しておらず、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除等は不明と供述しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和26年にA社に入社し、途中で退職することなく平成2年7月21日まで継続して勤務した。その間、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶している。

しかし、オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した退職者一覧台帳及び社員プロフィールから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者名簿によりA社C事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間当時、所属していた事業所の名称変更はあったが、勤務場所や業務の変更は無かった。」と供述していることから判断すると、申立人は同社D事業部（従前は、A社E事業所）が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年7月1日までは、同社C事業所において、勤務内容に変更は無く継続して勤務していたものと認められる。

さらに、B社は、年金事務所からの照会に対して、給与規定において社会保険料を控除すると定められており、申立人に対する給与の支払の際にもこ

れに従って厚生年金保険料を控除したと思われる旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社C事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所における申立人に係る昭和30年5月の社会保険出張所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は国の記録どおりの届出がなされたと思われると供述していることから、記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険出張所は申立人に係る昭和30年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私は、A社から平成15年7月4日に賞与が支給され、厚生年金保険料が賞与から控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る預金通帳の写し及びA社が提出したB健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を17万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私は、A社から平成15年7月4日に賞与が支給され、厚生年金保険料が賞与から控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る年金記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出したB健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人に対して申立期間に賞与が支給されたことが確認できる。

また、A社は、B健康保険組合に提出する健康保険被保険者賞与支払届及び社会保険事務所（当時）に提出する健康保険厚生年金保険賞与支払届に記載すべき賞与額について異なる取扱いを行うことはないと回答しているところ、健康保険被保険者賞与支払届の写しに記載されている申立人以外の8人の賞与額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の事務担当者は、同社において対象となる厚生年金保険被保険者から、前述のそれぞれの賞与支払届に記載した賞与額に基づき、定められた保険料率により算出された健康保険料及び厚生年金保険料を給与から控除している上、この控除額の算出は全てコンピューターで行っているため、両保険料の算出に誤りが起こるとは考え難い旨供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主によ

り賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月は5万2,000円、同年3月は7万6,000円、同年4月は8万6,000円、同年5月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認で

きない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は申立期間に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和49年2月は5万2,000円、同年3月は7万6,000円、同年4月は8万6,000円、同年5月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る同被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれ

ば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は5万6,000円、同年4月及び同年5月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれ

ば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は5万6,000円、同年4月及び同年5月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万3,000円、同年4月及び同年5月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれ

ば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万3,000円、同年4月及び同年5月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれ

ば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は4万5,000円、同年4月及び同年5月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は4万5,000円、同年4月及び同年5月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は2万8,000円、同年4月及び同年5月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は2万8,000円、同年4月及び同年5月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は2万8,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は2万8,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は2万6,000円、同年4月及び同年5月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は2万6,000円、同年4月及び同年5月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでない認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険

料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでない認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得している。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の元役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 4795

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月10日に訂正し、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月9日から同年7月10日まで

私は、昭和37年4月4日にA社に入社し、B県の本社で研修を受けた後、同年7月に同社C支店に配属され継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が申立人に交付した「証明書」（申立人に係るA社の入社日及び退職日の証明書）及び申立人と同様に本社で研修を受けた同僚の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（A社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に、A社に入社した後、同社C支店に配属されたと供述している同僚が、本社のあるB県において実地研修を受けていたとする期間について、同社（本社）に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることを踏まえると、申立人についても昭和37年7月9日までは同社（本社）に在籍していたと考えられることから、同年7月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年4月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万4,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年12月から19年8月までを11万8,000円、23年1月を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日から23年2月1日まで

私がA社に勤務した期間の標準報酬月額を確認したところ、国の記録では、給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されていることが分かったので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

申立期間のうち、平成17年12月については、申立人は当該月に係る給与明細書を所持していないところ、i) 複数の同僚が所持する給与明細書によると、当該月及び前後の期間において、厚生年金保険料控除額は一定額であることが確認できることから、申立人の当該月における保険料控除額につい

ても、平成 18 年分の所得税の確定申告書により推認できる同年 1 月の保険料控除額と同額であると認められること、ii) 申立人の所持する当該月以前の 17 年 9 月分の給与明細書により、申立人は当該月において少なくとも上記 i) により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額以上の報酬を得ていた状況がうかがえることから判断すると、当該月における報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていると推認できることから、申立人の当該月に係る標準報酬月額は、上記 i) により認められる厚生年金保険料控除額から 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 18 年 1 月から 19 年 8 月までの期間及び 23 年 1 月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書並びに平成 18 年分及び 19 年分の所得税の確定申告書により確認又は算出した報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18 年 1 月から 19 年 8 月までは 11 万 8,000 円、23 年 1 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は当時の資料を保管していないため不明としているが、前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降にあつては、年金事務所）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年 9 月から 22 年 12 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書並びに平成 19 年分、20 年分及び 22 年分の所得税の確定申告書によると、当該期間において、保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年12月から20年8月までを11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月1日から23年2月1日まで

私がA社に勤務した期間の標準報酬月額を確認したところ、国の記録では、給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されていることが分かったので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成22年9月から23年1月までの標準報酬月額記録は事後訂正されたが、年金給付の計算の基礎となるのは訂正前の標準報酬月額とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する申立期

間に係る給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成 19 年 12 月から 20 年 8 月までについては 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は当時の資料を保管していないため不明としているが、前述の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 9 月から 22 年 8 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間において、保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 22 年 9 月から 23 年 1 月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、当初、12 万 6,000 円と記録されていたものが、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の 25 年 3 月 11 日に標準報酬月額の記録が 14 万 2,000 円に訂正されたことが確認でき、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額とされている。

しかしながら、当該期間については、申立人が所持する給与明細書によると、保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が訂正前のオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和49年2月から同年8月までを3万3,000円、同年9月から50年3月までを3万6,000円、同年4月から同年7月までを4万2,000円、同年9月から51年1月までを4万5,000円、同年2月から同年8月までを5万2,000円、同年9月から52年8月までを5万6,000円、同年9月から53年1月までを6万4,000円、同年2月から同年6月までを7万6,000円、同年7月を7万2,000円、同年8月を7万6,000円、同年9月から54年1月までを8万円、同年2月から同年8月までを8万6,000円、同年9月を9万2,000円、同年10月を8万6,000円、同年11月から55年7月までを9万2,000円、同年9月を9万8,000円、56年9月から57年8月までを10万4,000円、同年9月から59年2月までを11万8,000円、同年4月から60年9月までを12万6,000円、61年2月から同年4月までを13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和62年3月から同年9月までを14万2,000円、63年2月から平成元年12月までを15万円、3年9月から5年7月までを18万円、9年2月から同年8月までを22万円、同年9月から12年4月までを24万円、同年5月から13年4月までを28万円、同年5月から同年12月までを24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和49年2月1日から61年5月1日まで

② 昭和61年5月1日から平成14年8月31日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社においてそれぞれ勤務した時の標準報酬月額を確認したところ、国の記録では、給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されている期間があることが分かったので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

2 申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和49年2月から同年8月までは3万3,000円、同年9月から50年3月までは3万6,000円、同年4月から同年7月までは4万2,000円、同年9月から51年1月までは4万5,000円、同年2月から同年8月までは5万2,000円、同年9月から52年8月までは5万6,000円、同年9月から53年1月までは6万4,000円、同年2月から同年6月までは7万6,000円、同年7月は7万2,000円、同年8月は7万6,000円、同年9月から54年1月までは8万円、同年2月から同年8月までは8万6,000円、同年9月は9万2,000円、同年10月は8万6,000円、同年11月から55年7月までは9万2,000円、同年9月は9万8,000円、56年9月から57年8月までは10万4,000円、同年9月から59年2月までは11万8,000円、同年4月から60年9月までは12万6,000円、61年2月から同年4月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから確認することはできないが、前述の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないこ

とから判断すると、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 50 年 8 月、55 年 8 月、同年 10 月から 56 年 8 月までの期間、59 年 3 月及び 60 年 10 月から 61 年 1 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書から確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和 62 年 3 月から同年 9 月までは 14 万 2,000 円、63 年 2 月から平成元年 12 月までは 15 万円、3 年 9 月から 5 年 7 月までは 18 万円、9 年 2 月から同年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から 12 年 4 月までは 24 万円、同年 5 月から 13 年 4 月までは 28 万円、同年 5 月から同年 12 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は当時の資料を保管していないため不明としているが、前述の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 61 年 5 月から 62 年 2 月までの期間、同年 10 月から 63 年 1 月までの期間、平成 2 年 1 月から 3 年 8 月までの期間、5 年 8 月から 9 年 1 月までの期間及び 14 年 1 月から同年 7 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書から確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、高等学校卒業後、両親が経営する個人事業所に兄と一緒に働いていたので、20 歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料も家族の分と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納期間とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料も家族の分と一緒に納付してくれていたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びA県B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用により、昭和 60 年 10 月に同市において、申立人の兄と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の払出時点において、申立期間のうち一部の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、オンライン記録によると、申立人の兄についても、20 歳到達月から申立人及びその両親と同居していた昭和 60 年 12 月までの期間は、全て未納期間とされている。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び同年 9 月から平成 4 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 9 月から平成 4 年 9 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に年金の加入状況を知りたくて A 市役所に出向いたところ、受給資格を得るために国民年金への加入を勧められたので、同年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料の額を聞き、2、3 週間後、同市役所で保険料を納付した。

また、昭和 62 年 9 月以降の保険料は、A 市から送られてきた納付書によって毎月、私の妻が金融機関の窓口で納付していた。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に申立人の厚生年金保険手帳記号番号を基に付番されたものであり、同年 9 月に申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の記録が追加されていることが確認できることから、申立期間①及び②は、当該資格記録の追加処理が行われたことにより生じた未納期間であり、当該処理が行われるまでは未加入期間であったと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、平成 9 年 1 月より前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていないか調査したが、そのような形跡は確認できないことからみても、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと認められる。

さらに、申立人は昭和 61 年 4 月に国民年金の加入手続を妻と同席の上、A

市役所で行ったと主張しているが、申立人に係る戸籍の附票によると、当該時点ではB市で申立人に係る住民票の記載が行われているとともに、申立人のA市への転入日は平成4年4月2日と記載されていることから、申立人が昭和61年4月において同市で加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 12 月まで

私は、A 市 B 区役所の職員から国民年金保険料を納付しないといけないと説明を受けたので、国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の保険料については同区役所の窓口で納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については A 市 B 区役所の窓口で納付していたと主張している。

しかしながら、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は昭和 56 年 11 月に C 市（現在は、D 市）に転入しているところ、申立人に係る D 市の国民年金被保険者台帳により、申立人の姓が婚姻後（婚姻日は、昭和 58 年 5 月 * 日）の姓で記載されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が元夫と連番であることが確認できることから、申立人の記号番号は当該婚姻日より後に払い出されたものと推認される。

また、前述の被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立期間直後の昭和 57 年 1 月 1 日と記録されており、これはオンライン記録と一致することから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、B 区役所の窓口で 1 か月分、2 か月分又は 3 か月分単位で保険料を納付していたと主張しているものの、A 市は、「申立期間当時は、窓口での保険料収納は行っておらず、区内に所在する金融機関において納付書によって収納していた。また、四半期ごとの納付であって、一月ごとの納付を

開始したのは、昭和 62 年度からである。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年7月まで

私は、時期について明確な記憶は無いが、A区役所で国民年金の加入手続を行った。加入後は、同区役所から送付される納付書により、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期について明確な記憶は無いが、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、戸籍の附票により、申立人は、昭和42年10月10日から47年3月8日までは、B市で住民登録を行っていたことが確認できるところ、申立期間のうち、申立期間の始期から同日までの期間は、A区役所において加入手続を行うことができたとは考え難く、日本年金機構C本部D事務センターに照会しても、B市において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の記号番号は、申立期間より後の昭和53年10月11日に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る特殊台帳により、国民年金被保険者資格の取得日は同年8月16日と記録されているとともに、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄にも同様に「昭和53年8月16日」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 30 日から 60 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 1 月 30 日に、A社に再雇用され、その後役員に就任した。

入社してすぐの給与から社会保険料及び税金が控除されていたにもかかわらず、私よりも後に雇用された同僚が私よりも早く厚生年金保険被保険資格を取得していることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と一緒に勤務していた同僚の供述及び同社に係る商業登記簿謄本により、申立人は昭和 59 年 11 月 29 日に役員に就任していることが確認できることから、勤務の開始日は特定できないものの、申立人が同社において2回目に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できる 60 年 5 月 1 日より前から、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険受給記録台帳により、申立人は、申立期間の前に勤務していたB社を退職した事由による基本手当を、昭和 59 年 3 月 5 日まで受給していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚8人（申立人を含む。）の厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が厚生年金保険及び雇用保険に係る被保険者期間の始期と終期とがそれぞれ一致しており、申立期間当時、同社においては当該両保険に係る被保険者資格の取得日及び喪失日は、それぞれ同日付けで届出を行っていた事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人及び複数の同僚が、経理や社会保険の手続等の事務関係はA社の申立期間当時の社長が行っていた旨供述していることから当該社長に照会したものの、供述を得ることができず、このほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 4800（佐賀厚生年金事案 937 及び 1227 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 1 日から 49 年 9 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）の関連会社の C 事業所で D 職として勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このため、これまで 2 回にわたり、年金記録確認佐賀地方第三者委員会（当時。以下「佐賀委員会」という。）に申し立てたが、いずれも認められなかった。

2 回目の申立てに対する佐賀委員会の判断の理由には、「専任 D 職及び非常勤 D 職の区別なく、従業員の勤務形態から、厚生年金保険の適用条件に該当しなくなった者については、勤務継続中の場合であっても被保険者資格の喪失手続を行った経緯がある。」とあるが、私は、採用日から退職日まで、全てフルタイムで勤務しており、昭和 49 年 4 月 30 日付けで厚生年金保険被保険者資格が喪失となっていることに納得できない。

今回、新たな資料として、私が卒業した高等学校の同窓会名簿を提出するとともに、同名簿の中から私と同様に C 事業所に D 職として採用された同僚 6 人の姓名を挙げるので、当該 6 人の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録を調査して、私の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 初回の申立てについては、i) 申立人が記憶する同僚 3 人のうち、2 人については A 社での厚生年金保険被保険者記録は無く、残りの同僚 1 人についても、申立人が記憶している勤務期間とは異なる期間に被保険者記録が確認できる上、「現在も B 社に勤務しているが、1 日の勤務時間が短い

ので厚生年金保険には加入していない。」と供述していること、ii) 申立人及び前述の供述を得られた同僚は、「当時、A社に従業員は200人程度在籍していた。」と供述しているが、申立人のA社での厚生年金保険被保険者期間及び申立期間中の同社の被保険者数は60人から70人程度で推移しており、同社は、全ての従業員について厚生年金保険への加入手続を行っていたわけではないと考えられることなどを理由として、既に佐賀委員会の決定に基づき平成21年12月25日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、自ら申立事業所へ照会したところ、退職日が昭和49年9月30日であったことをうかがわせる回答を得たので、再調査してほしいと主張して再申立てを行っているが、i) B社は、申立期間も含めた厚生年金保険被保険者の適用について、専任D職及び非常勤D職の区別なく、従業員の勤務形態から、厚生年金保険の適用条件に該当しなくなった者については、勤務継続中の場合であっても被保険者資格の喪失手続を行った経緯がある旨及び厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者の給与から厚生年金保険料の控除を行うことは経理上あり得ない旨回答していること、ii) B社が保管する「'74事業所案内 C事業所」によると、申立人は専任D職として記載されていることが確認できるものの、D職141人及び専任D職75人の合計216人のうち、昭和48年から49年までの期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者は申立人を含めて5人である上、申立人が提出した「'75事業所案内 C事業所（表紙及び1ページのみ）」に記載されているD職等の89人のうち49年から50年までの期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者は6人であることから、申立事業所では、従業員の勤務形態に応じて厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続を行っていたことがうかがえることなどから、既に佐賀委員会の決定に基づき平成24年5月18日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、新たな資料として、自身が卒業した高等学校の同窓会名簿を提出するとともに、同名簿の中から自分と同様にC事業所にD職として採用された同僚6人の姓名を挙げるので、当該6人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録を調査して、年金記録を回復してほしいと再度申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、申立人が姓名を挙げた6人のうち2人であるが、このうちの1人は、「C事業所に勤務した期間の全てがA社に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録とはなっていない。当該記録が無い期間は、私の勤務形態が同社における厚生年金保険の被保険

者として取り扱われる条件には該当しなかったものと理解している。」と供述しており、B社の回答内容と符合している。

また、ほかの同僚4人については、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないところ、当該4人のうち連絡が取れた2人はいずれも、同記録が無いことについて、前述の同僚と同様の内容を供述している。

これらのことから、今回、申立人が提出した高等学校の同窓会名簿に基づく主張は、佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から46年11月1日まで
私は、申立期間について、A社（現在は、B社）にC職として勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶がある。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、時期は定かではないが申立人が同社に勤務していたと供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る関係資料は保管していない。C職の場合、入社当初は会社と委託契約を結び歩合給のみが支給され、実績が評価されれば雇用契約を結び、正社員になることができた。その際に、厚生年金保険に加入させ、併せて固定給が支給されるようになった。ほとんどの人は、正社員になるまでに半年以上かかっていた。」と回答している。

また、被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で、申立期間当時、正社員の事務員であったとする者は、C職で入社した人は、短期間で退社するケースも多かったのですぐには厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。

さらに、申立人がC職であった同僚として姓名を挙げた者は、被保険者名簿において記録が確認できないことから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、被保険者名簿において申立人の姓名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に平成 7 年 7 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日とされている。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人の A 社における離職日は平成 7 年 7 月 30 日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と符合している。

また、B 社が加入している C 厚生年金基金が提出した、申立人に係る基金加入員記録によれば、申立人の脱退日は平成 7 年 7 月 31 日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、A 社において平成 7 年の各月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 4 人のうち、雇用保険の記録が確認できる 3 人の離職日は、申立人と同様にオンライン記録と符合しており、B 社は、申立期間当時の関連資料は保管しておらず、申立人の退職日は不明であるとしながらも、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が月の末日であれば、その月の厚生年金保険料は社会保険事務所（当時）への納付義務が発生しないため給与から保険料を控除していない旨回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月頃から28年4月1日まで
妹が勤めていたA社にB職の仕事があると聞いて、昭和26年10月頃から同社に勤めたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚及び申立人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚は、「会社は従業員が入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思います。私は、昭和23年から勤めていたが、被保険者記録は27年1月からしかない。」と供述し、また、申立事業所に3年間勤務したと供述している同僚には、厚生年金保険被保険者記録が約1年間しか確認できないことなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも従業員の勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間における前述の被保険者名簿において、申立人の姓名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申

立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月10日から同年9月30日まで
② 昭和23年10月頃から24年8月頃まで

申立期間①について、A社に継続して勤務していた。同社の本社はB県C市にあったが、私は、同県D町（現在は、B県E市）の事業所に勤務していた。

申立期間②について、前述の事業所が廃止されたため、昭和23年9月頃に、同事業所に勤務していた5人全員で、F県G町に行き、私はH社の施設にI職として勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は昭和39年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚並びに申立人が同社のD町の事業所において同事業所が廃止されるまで一緒に勤務していたと供述する申立人の父親及び同僚3人は、死亡又は所在不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳及び前述の被保険者名簿によると、申立人の父親は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和23年3月10日の約1か月後の同年4月5日に、前述の同僚3人のうち2人は、申立人と同日の同年3月10日に、それぞれ被保険者資格を喪失しているこ

とが確認でき、残りの同僚1人は、同社に係る被保険者記録が確認できない上、申立人の同社に係る被保険者記録はオンライン記録と一致しており、遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、H社の施設におけるI職としての業務内容等について具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、日本年金機構J事務センターが保管する、申立期間に係るH社の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届の事業所控において、申立人及び申立人が挙げた同僚の名は確認できない。

また、H社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立内容を裏付ける供述は得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月21日から38年2月21日まで

私は、昭和35年9月1日にA社に入社してから、38年2月21日に次の会社へ転職するまでの間、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡している上、同社が解散した際の事業主は、申立期間当時の資料は保管していないと供述していることから、申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和36年6月21日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日にA社に入社し、その後、50 年 4 月 1 日に同社がB社（当時）に吸収合併されたものの、52 年 7 月 31 日まで同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 5 月 1 日であることから、申立期間においては、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に、昭和 50 年 4 月 1 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 5 月 1 日にB社で同被保険者資格を取得したことが確認できる同僚が提出した、同社に係る給与明細書によると、申立期間の厚生年金保険料は同年 4 月に支給した給与から控除されたものの、同年 5 月に支給した給与において返金されていることが確認できる。

さらに、B社における申立期間当時の事務担当者は、「B社が適用事業所となったのは同年 5 月 1 日であることから、誤って 4 月に支給した給与から厚生年金保険料が控除された者を対象に当該返金が行われたものと思われる。当該返金については、B社において昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の全てを対象に行われたものと判断せざるを得ない。」

と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 4807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月23日から42年5月1日まで

私は、これまでA社に係る厚生年金保険の被保険者期間が昭和42年5月1日から同年8月1日までと記録されていたところ、平成25年2月8日に年金事務所から同社に係る昭和41年9月1日から同年10月23日までの期間の厚生年金保険の被保険期間が確認できたので記録を追加するとの通知を受けた。

しかし、A社には、昭和41年9月1日に入社し、42年7月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚9人に照会したところ、6人から回答があり、うち2人は、「申立人が休職した等の記憶は無く、継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、当該事業主の後を継いだ元事業主は、「当時の資料を保管しておらず、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の同僚二人から申立人の厚生年金保険の加入状況等についての

供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、A社に係る昭和41年9月1日から同年10月23日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録については、平成25年3月に、年金事務所により申立人に係るオンライン記録の追加処理が行われたことが確認できる上、当該期間に係る被保険者原票に、同年11月22日に健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返納 11月22日」が押印されていることが確認できる上、当該被保険者原票において、被保険者資格喪失日が遡って訂正される等の不自然な点は見当たらない。

また、前述の被保険者原票に記載されている健康保険の整理番号と、昭和42年5月1日から同年8月1日までの期間の同被保険者記録に係る被保険者原票に記載されている整理番号は異なっていることが確認できる上、両整理番号の間に欠番は無いほか、A社に係る被保険者原票を調査したが、前述の二つの被保険者記録以外に申立人のものは見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 34 年 2 月 10 日まで

私は、A社に勤めていた時に親から結婚の話があり、退職してB県に帰郷したが、脱退手当金や退職金をもらった記憶は無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和34年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月30日から同年7月19日まで
② 昭和37年7月23日から同年9月18日まで
③ 昭和38年12月28日から39年5月1日まで

私は、昭和36年2月1日にA事業所（後の、B社）C出張所に採用され、39年4月30日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、年金記録を見ると、入退社を繰り返したようなものとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立期間②及び③において健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる経理担当者（死亡している元事業主の子）は、「申立期間①及び②当時、D業務を行っており、次の仕事が無い時期は、D業務が終了した時点で従業員を一旦解雇していた。そして、次に仕事が発生した時点で従業員を再び雇用していた。この雇用の方法は、申立人の職種についても例外ではなかった。なお、幹部4、5人については、従業員とは異なり継続して厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、申立人が、申立事業所において同じ部署で一緒に勤務していたとして姓のみを挙げている同僚について、前述の被保険者名簿により当該者に該当すると見られる者（以下「同僚該当者」という。）の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、申立期間①については申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が無く、申立期間②については申立人と1日の違いはあるものの、当該期間において厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、申立期間①の前後の期間において前述の被保険者名簿により申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、前述の同僚該当者とは別の同僚二人については、申立期間①とほぼ一致する期間において、申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録が無く、同様に申立期間②の前後の期間に係る同僚7人（前述の同僚該当者を除く。）についても、申立期間②とほぼ一致する期間において厚生年金保険被保険者記録が無い上、このうち3人は、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

2 申立期間③については、申立人は、E県F市に所在する申立事業所に勤務していたと主張しているものの、戸籍の附票によると、申立人は昭和39年1月14日付けで同市からG市に住所を異動し、約3か月後の同年4月16日付けで再びE県F市に戻っていることが確認できる。このことについて、申立人は自動車運転免許証を取得するため3か月ぐらいの間家族を同市に残し、自身のみG市に行っていたことがあると供述している。

また、申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の申立期間③直前における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和38年12月28日）は、申立人のオンライン記録と一致している。

3 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 4 日から 37 年 9 月 1 日まで

私が、A事業所（後のB社）に勤務した期間について、年金事務所に照会したところ、同社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述及び申立人の勤務内容等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A事業所は自身の退職後に社名を変更したと供述しているところ、商業登記簿謄本により、申立事業所は、昭和 37 年 5 月に B社に社名を変更したことが確認でき、また、申立人が自身と同時期に申立事業所を退職したとして姓名を挙げた同僚二人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 2 月 20 日となっていることが確認できる。

また、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、入社時に数か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった旨供述している上、前述の被保険者名簿により確認できる申立期間における厚生年金保険の被保険者数が、申立人が記憶する従業員数より少ないことを踏まえると、当該事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立人の姓名は確認できない上、同名簿において健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落

したものとは考え難い。

加えて、適用事業所名簿によれば、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 4811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月31日から26年7月1日まで
② 昭和28年8月1日から32年4月1日まで

私は、昭和23年4月にA事業所（後の、B社）にC職見習として勤務を開始し、25年4月からは正規雇用となり、37年2月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、適用事業所名簿により、A事業所（事業所整理記号：*）は、昭和25年5月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、26年7月1日付けで再度、適用事業所となっており（再度、適用事業所となった時の事業所整理記号：*）、同事業所は申立期間①において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所（事業所整理記号：*及び*）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人同様、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和25年5月31日に喪失した者のうち、その後26年7月1日に同被保険者資格を再取得している同僚が9人確認でき、このうち1人は、「昭和25年頃にD業務関係の各事業所は不景気となり、同事業所は事業を閉鎖した。このことによって、自分も含め同事業所の従業員の中には失業保険を受給する者もいた記憶がある。」と供述している。

2 申立期間②については、申立人は、自身が昭和32年3月*日に結婚式を

挙げた時はA事業所に勤務していたとしているところ、前述の同僚が、申立人は同事業所に勤務していた時に結婚式を挙げており、自身も出席したような記憶があると供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間②のほとんどの期間は独身であったこともあり、厚生年金保険にもあまり興味が無く、厚生年金保険料を控除されていたかどうかは記憶していない旨供述しており、申立人が当時の経理担当者であったとする者は既に死亡している上、前述の同僚も当時の社会保険事務についてはあまり憶^{おぼ}えていない旨供述しており、当時の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、A事業所（事業所整理記号：*）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は申立期間②の前後において、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和28年8月1日に喪失し、その後、32年4月1日に再取得していることが確認でき、当該記録は申立人のオンライン記録と一致している。

- 3 B社は、申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡している上、当時の資料が無く、申立人に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。